

わが国裁判例にみる消滅時効の援用と信義則

香 川 崇

富山大学紀要. 富大経済論集 第58巻第2・3合併号抜刷 (2013年3月)

富山大学経済学部

わが国裁判例にみる消滅時効の援用と信義則

香川 崇

第1章 はじめに

第2章 裁判例の検討

- 一 損害賠償請求権以外の権利に関する裁判例
 - 1 法律上の障害のなくなった後に事実上の障害が発生した場合
 - 2 法律上の障害のなくなった時点で事実上の障害が存在していた場合
 - 3 義務者の側で債務の継続的承認があったと解すべき事案
- 二 民法167条1項の適用される損害賠償請求権と民法724条前段の適用される損害賠償請求権に関する裁判例
 - 1 財産に対する侵害による損害賠償請求権
 - 2 身体に対する侵害による損害賠償請求権
- 三 民法724条後段の適用される損害賠償請求権に関する裁判例
 - 1 財産に対する侵害による損害賠償請求権
 - 2 身体に対する侵害による損害賠償請求権

第3章 おわりに

- 一 消滅時効における一般条項と起算点確定法理の関係
- 二 消滅時効の進行開始後に発生した事実上の障害と信義則
 - 1 権利利行使妨害型, 信頼作出型, 交渉介在型の三類型
 - 2 交渉介在型の特徴
- 三 民法724条後段に関する問題
- 四 今後の展望

キーワード：消滅時効, 信義則

第1章 はじめに

わが国では、消滅時効の起算点に関する民法166条1項の解釈について議論がなされてきた。民法166条1項の起算点確定法理については、法律上の障害説が通説と目されていた。法律上の障害説は、権利を行使するについて法律上の障害がなくなった時を消滅時効の起算点とするものであり、権利を行使することについての事実上の障害は、消滅時効の起算開始の障害となる事由（以下、「**進行開始障害事由**」という）に当たらない。大審院の判例（大判昭12・9・17民集16巻1435頁）も、法律上の障害説と同様に、法律上の障害のみが消滅時効の進行開始障害事由に該当するとしていた。

これに対して、現実的期待可能性説が有力に主張されている。現実的期待可能性説とは、権利を行使することが現実に期待できる時を消滅時効の起算点とするものである。現実的期待可能性説からすれば、権利を行使することについての法律上の障害のみならず、事実上の障害も進行開始障害事由に該当する。最判昭45・7・15民集24巻7号771頁（以下、「**昭和45年判決**」という）は、現実的期待可能性説と同様に、民法166条1項の「権利を行使することができる時」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることが必要であるとし、事実上の障害も消滅時効の進行開始障害事由に当たるとした。近時の判例（最判平19・4・24民集61巻3号1073頁、最判平21・1・22民集63巻1号247頁）は、形式的には、法律上の障害の存否によって消滅時効の起算点を決定しつつも、実質的には、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従い、事実上の障害の存否によって消滅時効の起算点を判断しているといわれる¹。

1804年のフランス民法典は、わが国の消滅時効と類似の消滅時効制度を定めていた。19世紀フランスの学説の多くは、フランス民法典旧2251条（「時効は、法律の定める何らかの例外に当たる場合を除いて、全ての者に対して進行する。」）に基づき、事実上の障害があっても消滅時効が進行するとしていた。しかし、フランスの破毀院判例は、「法律、約定又は不可抗力から生じる何ら

かの障害のために、訴えを提起できない者に対して、時効は進行しない」とし、事実上の障害が存在する場合に消滅時効が進行しないとした。フランスの学説は、その判例が法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」に基づくものであると解していた。カルボニエは、この法諺が、衡平（*équité*）を基礎とするものであり、フランス民法典制定前の原状回復手続（*in integrum restitutio*）に由来するものであるという。フランス民法典制定前の原状回復手続とは、時効が完成していても権利者の権利行使を認めるという事後的救済制度であった²。

また、フランス法では、フロード法理が認められており、その効果は、フロードにかかわった全ての行為から効果を奪うことである（「フロードは全てを腐敗す（*Fraus omnia corrumpit*）」³。フランスの判例と学説は、フロード法理が消滅時効にも適用されるとする。すなわち、フランスの破毀院判例は、債務者が消滅時効の時効期間を満了させる目的で、債権者が訴え提起をしないよう欺いた事案で、債務者にフロードがあり、消滅時効の援用権が失われるとした⁴。

2008年に定められたフランス新時効法は、時効期間を従来の30年から5年に短縮したが、フランス民法典旧2251条に相当する規定を置かず、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」を時効法の中に取り入れた。それは、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」を、事後的救済方法としてではなく、起算点確定法理及び進行停止法理として採用するものであった。すなわち、フランス民法典2234条は、「法律、合意、又は不可抗力に起因する障害によって訴えることが不可能な者に対しては、時効は進行を開始せず、又は停止する」と定める。もっとも、この法諺を起算点確定法理及び進行停止法理とすると、消滅時効の完成時期を不明確にして法的安定性を損なう。そこで、フランス新時効法は、人損に関する損害賠償請求権などを除いて、上限期間を定め、時効の起算点の延期や停止が権利の発生時から20年を超えて消滅時効期間を伸張し得ないとしている（フランス民法典2232

条1項)⁵。

このように、フランス法では、かねてより衡平やフロード法理のような一般条項が消滅時効法にも適用されており、衡平に基づく法諺である「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」が起算点確定法理及び進行停止法理として新時効法の中に取り入れられるに至っている。

そこで、本稿では、わが国における消滅時効と一般条項の関係について検討したい。もっとも、検討に際しては、一般条項の特性に留意しなければならない。山本敬三は、わが国の信義則について、正当にも次のように述べている。すなわち、信義則は、「その規定形式において、要件効果を明確に定める法規範（法準則）とは異なるものであり、他の法規範の解釈・適用、さらに直接事案の解決について、本来的に倫理的色彩を有する基準を提供するにとどめる法規範（法原理）であるところに特色を有する」ものであり、「法原理ないし法価値というものは、道徳・政治・経済上の原理・価値とも交錯しながら、法律家集団や法共同体一般の正義・衡平感覚を個々の具体的事情に即して汲み取り、実定法的基準を創造的に継続形成してゆく法的拠点を形成する」、と⁶。一般条項が法律家集団や法共同体一般の正義・衡平感覚に依拠するものである以上、消滅時効法と一般条項の関係は、国ごとに異なるものとなろう⁷。そして、わが国の法律家集団や法共同体一般の正義・衡平感覚を知るためには、わが国の裁判例の検討が重要であると思われる。消滅時効と一般条項の関係について、わが国では、債務者が消滅時効完成後に債務の存在を承認した事案において、信義則上、債務者がその時効を援用できないとした判例（最判昭41・4・20民集20巻4号702頁）が現れてから、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとした裁判例が幾つか存在している。そこで、本稿では、下級審裁判例も含めて、消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとされた裁判例を整理して分析することにした。

通説によれば、信義則は、契約当事者等のように特別の権利義務によって結ばれている者の間の利害の調整を目的とするものである⁸。そうすると、消滅

時効の援用は、権利濫用ではなく、信義則の適用領域と解されることになろう。もっとも、本稿で検討する裁判例では、義務者による消滅時効の援用を制限する根拠として、信義則と権利濫用法理のうちいずれか一方を用いるものと両方を用いるものがある。信義則と権利濫用の関係を主眼とする論文であれば、信義則が用いられたか否か、権利濫用が用いられたか否かという基準で裁判例を分類した上で、信義則と権利濫用の関係にも言及すべきであろう。しかし、本稿の目的は、消滅時効法と一般条項の関係について検討することである。また、消滅時効の援用につき、信義則と権利濫用のいずれの適用によろうとも、結論に相違はないとも指摘されている⁹。それゆえ、本稿は、時効と信義則の関係につき通説に従うこととしつつ、信義則が用いられた裁判例と権利濫用が用いられた裁判例を特に区別することなく検討することにした。

消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であった裁判例については、既に幾つかの研究がある¹⁰。本稿は、これらの研究を踏まえた上で、特に起算点確定法理との関係に注目したいと考えている¹¹。本稿で検討する裁判例は、何らかの事実上の障害が権利者に存在したことを考慮して、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であると判断するものが多い。そこでいう事実上の障害は何時の時点で発生したものであろうか。民法166条1項が適用される場合を想定してみると、大審院の判例に現れた起算点確定法理によれば、その事実上の障害が法律上の障害のなくなった時点で存在していたとしても、その障害は進行開始障害事由にならない。これに対して、昭和45年判決に現れた起算点確定法理によれば、その事実上の障害が法律上の障害のなくなった時点で存在していたならば、その障害は進行開始障害事由となる。本稿で検討する裁判例には、法律上の障害のなくなった時点で事実上の障害が存在する事案で、大審院の判例に現れた起算点確定法理に依拠して消滅時効の完成を認めながら、その事実上の障害を考慮して、義務者による消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用とした裁判例がある。この場合の事実上の障害は、本来、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従って、進行開始

障害事由として考慮されるべきものではなからうか。そこで本稿では、裁判例において義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとして考慮された事実上の障害の発生時期に着目して、裁判例を分類し検討を行う。

なお、事実上の障害の発生時期という基準は、民法166条1項の適用される権利の消滅時効だけでなく、民法724条前段の適用される損害賠償請求権の消滅時効にもかかわる。すなわち、民法724条前段の定める被害者が損害及び加害者を知った時点において、権利の発生を知っていても権利行使ができなくなる事実上の障害が存在したことを考慮して、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとした裁判例が存在する。昭和45年判決に現れた起算点確定法理が民法724条前段の起算点確定法理でもあるとするならば、このような事実上の障害も、民法724条前段の消滅時効の進行開始障害事由となるものと解することができる。したがって、民法724条前段の消滅時効に関する裁判例の検討についても、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとして考慮された事実上の障害の発生時期に着目して、裁判例を分類し検討する。

次に、損害賠償請求権の消滅時効に関する裁判例の検討においては、加害者による侵害行為の対象にも着目する。身体に対する侵害行為の場合、被害者たる権利者が通常的生活を送ることも困難であり、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとるよう期待することができない¹²。つまり、身体に対する侵害があった場合、事実上の障害は、財産に対する侵害の場合よりも権利行使を困難にするものであり、権利者の権利行使の可能性に影響を及ぼしうる。そこで、損害賠償請求権の消滅時効に関する裁判例は、加害者による侵害行為が被害者の財産に関するものと、被害者の身体に関するものに分けて検討することとする。

更に、損害賠償請求権に関する裁判例は、民法724条後段の期間制限にかかる場合と、それ以外の場合に分けて検討することとする。わが国の民法の立法

担当者は、不法行為に基づく損害賠償請求権が、特別の起算点の定められた短期消滅時効にかかるとともに、20年の普通消滅時効にもかかると考えていた。ところが、最判平元・12・21民集43巻12号2209頁は、民法724条後段の20年の期間制限が除斥期間であるとした上で、損害賠償請求権が、事故発生の日から20年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅するとした。このように解する場合、被害者である債権者は、加害者である債務者による消滅時効の援用が信義則に反し、権利濫用に当たると主張できない。民法724条後段の期間制限に関する裁判例の検討は、民法724条後段の期間制限の性質に関する検討も含まれるので、その他の損害賠償請求権の消滅時効に関する裁判例と分けて検討することにした。

本稿は、以上の観点に基づいて、まず、損害賠償請求権以外の権利に関して、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用とされた裁判例を検討する。次に、損害賠償請求権で民法167条1項の適用される損害賠償請求権と民法724条前段の適用される損害賠償請求権に関して、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用とされた裁判例を検討する。ここでは、加害者の侵害行為の対象に基づき、裁判例を分類し、検討する。最後に、民法724条後段が適用される損害賠償請求権に関して、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用とされた裁判例を検討する。この場合でも、加害者の侵害行為の対象に基づき、裁判例を分類し、検討する。

第2章 裁判例の検討

一 損害賠償請求権以外の権利に関する裁判例

1 法律上の障害のなくなった後に事実上の障害が発生した場合

ここでは、裁判例において義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとして考慮された事実上の障害の発生時期を基準として、裁判例の検討を行う。裁判例[1]～[8]はいずれも、法律上の障害のなくなった時点で事実上の障害が存在せず、その後に義務者の行為を原因とした新たな

事実上の障害が発生した事案であった。法律上の障害のなくなった後に事実上の障害が発生した事案に関する裁判例は、義務者のその行為態様に従って、次の三つの類型に分けられる。

(一) 権利行使妨害型

まず、義務者が権利者の権利行使を妨害したために、時効期間内に権利者が権利行使できなかった事案において、消滅時効の援用が信義則に反する又は権利濫用に当たるとした裁判例がある。以下では、このような類型を「権利行使妨害型」という。

[1]名古屋高判昭61・10・29判時1225号68頁は、昭和38年1月31日及び同年5月6日頃、Aが、B県X町に所在する本件農地をYらから買い受け、条件付所有権移転仮登記を経由し、昭和42年8月21日、必要書類を整えて、農地法5条に基づく農地転用許可申請書をBに提出したが、XのC町長よりXを通じて提出してもらいたい旨の要望があったという理由で受理を拒絶され、同月30日、AがCに農地転用についての協力を要請したところ、CやX町議員が地主Yらの立場を代弁した上で、買収土地の地価の再評価を求める等の妨害があったため、農地転用許可申請協力請求権を行使できなかったため、昭和49年12月18日、Xで農地を有効利用してもらいたいという趣旨で、AがXに本件農地を寄附し、昭和51年5月25日、右仮登記につき権利移転の附記登記を経由し、XがYに対して農地転用届出協力請求権（農地転用許可申請協力請求権が本件売買契約成立後の農地法の改正や市街化区域の指定によって変容したもの）に基づく農地転用届出協力義務の履行と右仮登記の本登記手続を求める訴えを提起し、Yらが民法167条1項の10年の消滅時効を援用した事案で、農地転用届出協力請求権が売買契約成立時を起算点とした民法167条1項の10年の消滅時効にかかるとしながらも、Aが農地転用の許可申請手続を履践することができなかった理由が、Yらの立場を代弁した当時の町長をはじめ町議員多数が買収価格の再評価を要求してこれを阻止したためであったこと等から、農地転用届出協力請求権の消滅時効を援用することが信義則に反し権利の濫用に当たると

した。

この類型に該当する裁判例としては、商法522条の5年の消滅時効につき、相殺によって債権が消滅したと誤信させられたために債権者の権利行使が遅れた[2]広島高松江支判昭和46・11・22下民集22巻11～12号1153頁、民法173条1号の2年の消滅時効につき、債権者であるXが債務者であるYに売買代金の支払を求めたところ、Yが第三者であるAを巻き込み、AからXに多額の金員を支払わせ、その支払がYからの支払であると誤認させて、Yに対する請求の矛先をかわした[3]東京地判平8・7・1判時1598号122頁がある。なお、民法170条の3年の消滅時効に関する[4]東京地判平14・11・8 LEX/DB 25471806は、消滅時効の完成を否定した上で、仮に消滅時効の完成が認められるとしても、債務者が債権者に期限を猶予させ、その期限がいつ到来するか不明確な状態に置いていたことから、消滅時効の援用が信義則に反し、権利の濫用に当たるとした。

(二) 信頼作出型

次に、義務者が義務を履行するという期待を権利者に抱かせたために、権利者が時効期間内に権利行使できなかった事案において、消滅時効の援用が信義則に反する又は権利濫用に当たるとした裁判例がある。以下では、このような類型を「信頼作出型」という。

[5]東京高判昭58・2・28判時1073号73頁は、昭和36年9月頃、XがY銀行に600万円を出捐し、預入期間を1年とする定期預金を設け、右定期預金債権がYのAに対する800万円の借入金債権の担保となっていたところ、右借入金債権が昭和41年6月24日に完済されたものの、昭和42年11月頃、Yの従業員BがXに無断で本件定期預金を解約し、着服横領したことが発覚したので、XがBに対して横領金相当額の損害賠償を求める訴えを提起し、昭和46年3月3日に東京地裁でXの請求のほぼ全額を認める判決が言い渡され、その判決が確定した後に、昭和54年、XがYに対して本件預金の払戻しを求める訴えを提起したところ、Yが商法522条の5年の消滅時効を援用した事案で、定期預金に

つき各満期日を起算点とした5年の消滅時効にかかるとしながらも、Bの横領発覚後におけるYの担当者の言動が、本件預金の払戻しを受けられることをXに期待させる趣旨のものであったことから、Yによる消滅時効の援用が信義則に反し、権利の濫用に当たるとした¹³。

また、[6]最判昭57・7・15民集36巻6号1113頁は、Aの振り出した本件各手形（そのうち最も遅い満期は昭和46年8月29日であった）の所持人であるXが、裏書人であるYに対して手形金償還を求めたところ、裏書人の償還義務についての1年の消滅時効（手形法77条1項8号、70条2項）の完成後である昭和47年11月27日に、Yがその償還義務の存在を承認したので、昭和48年3月30日にXがYに対して償還義務の履行を求める訴えを提起したところ、Yが、本訴第一審係属中である昭和50年9月26日になって、本件各手形の振出人の手形金支払義務につき、満期日を起算点とした3年の消滅時効（手形法77条1項8号、70条1項）が完成し、所持人に対する振出人の手形金支払義務が時効消滅したのに伴い、裏書人たるYの償還義務も消滅したと主張した事案で、手形の満期日を起算点とした3年の消滅時効が完成しているとしながらも、約束手形の裏書人自らが所持人に対して自己の償還義務に関する1年の消滅時効につき債務の承認をし、確実にその履行がされるものとの期待を所持人に抱かせながら、のちに右態度をひるがえし、その信頼を裏切って償還義務を履行しようとして、3年の消滅時効を援用することが著しく信義則に反し、許されないとした。

[7]東京高判昭和58・10・25判タ519号255頁は、[6]と同様に、裏書人が振出人の手形金支払義務に関する消滅時効を主張した事案において、消滅時効の利益の放棄を認めた上で、仮に消滅時効の利益の放棄がないとしても、消滅時効の援用が権利の濫用であるとした。

(三) 交渉介在型

権利者と義務者の間で権利の存在等に関して交渉があった事案において、消滅時効の援用が信義則に反する又は権利濫用に当たるとした裁判例がある。以

下では、このような類型を「交渉介在型」という。

[8]長野地佐久支判平11・7・14 LEX/DB 28050122は、Yの従業員であるXらが残業代支払を求めるために、平成4年3月1日、労働組合を結成し、同年9月14日、労働委員会に労使紛争の解決の斡旋の申立てをし、労働委員会の斡旋が行われたものの、同年12月1日の第4回斡旋手続で解決の見込みがないとして打ち切られた際、労働委員会が、労使双方に対し、労使間の残業手当未払問題等について、今後積極的に団体交渉を行い、誠意をもって解決を図ることを要請したが、Yが労使間の話し合いによる自主的解決を拒否し続けたため、Xらが半年以上かけて、勤務表や給料明細書等の訴訟用資料の収集に努力したものの、不完全な資料しか収集できない状況の中、XらがYに対して在職当時の平成2年11月分から平成5年4月分までの残業代の支払を求めて、平成5年6月4日に催告をし、同年10月1日に訴えを提起し、Yが労働基準法115条の2年の消滅時効を援用した事案で、残業代債権の消滅時効の起算点を月々の賃金の支払期としながらも、平成3年6月分以降の債権について、右催告によって時効が中断したとした上で、平成3年5月分以前の債権について、Xらが、組合結成後、数回の団体交渉、労働委員会での斡旋手続、催告の手続を行い、最終的に本件訴訟の提起に至ったものであり、権利の上に眠っていたというのではないとして、債務者の時効の援用が信義則に反し権利濫用として許されないとした。

2 法律上の障害のなくなった時点で事実上の障害が存在していた場合

次に検討する裁判例[9]～[14]は、大審院判例に現れた起算点確定法理に従って民法166条1項を解釈し、法律上の障害のなくなった時点が消滅時効の起算点とするものである。これらの裁判例では、法律上の障害のなくなった時点で存在した事実上の障害が考慮され、消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であると判断されている。事実上の障害は、権利者が権利の発生を知らないという主観的な障害と権利者が権利の発生を知っていても権利行使できないという客観的な障害に分けられる。本稿では、前者を「**主観的事実上の**

障害」, 後者を「客観的事実上の障害」という。ここでは, 事実上の障害の分類に従って, 裁判例を検討する¹⁴。

(一) 客観的事実上の障害の存在する場合

[9]東京高判平7・9・27判タ907号184頁は, 同族会社であるYの経営者の親族たる従業員Xが, 給料天引きの方法によって, 昭和45年から自宅購入資金とする目的でYに金銭を積み立てていたところ, 平成4年, XがYを退社するとともに, Yに対して本件積立金の払戻しを求める訴えを提起し, Yが民法167条1項の10年の消滅時効を援用した事案で, Xが自宅を購入した昭和54年にその積立金の目的である自宅購入の必要性がなくなったことから, Xがその時点からいつでも積立金の返還を求めることができるようになったとして, 自宅購入時を起算点とした消滅時効が完成しているとしながらも, Xが同族会社であるYの経営者の親族たる従業員として, 右積立金を担保に供するなどしてYの経営に協力する立場にあり, 少なくともYの従業員として継続的雇用関係にある間, Xがその返還を請求することが事実上困難であったとして, Yの消滅時効の援用が信義に反し, 権利の濫用になるとした。

[9]では, 積立金の目的である自宅購入の必要性がなくなった時点が消滅時効の起算点とされている。もっとも, その時点において, 債権者は, 同族会社の経営者の親族たる従業員として会社の経営に協力すべき立場にあった。その立場は, 債権者が権利発生を知っていても権利行使を困難にする障害であり, 客観的事実上の障害に当たるといえよう。[9]は, このような事実上の障害を進行開始障害事由としないのであるから, 大審院の判例に現われた起算点確定法理に従うものである。しかし, [9]は, 法律上の障害のなくなった時点において, この客観的事実上の障害が存在すること考慮して, 債務者による消滅時効の援用が信義則に反し, 権利の濫用であるとしている。[9]が信義則や権利濫用に助力を求めるのは, 大審院の判例に現れた起算点確定法理に依拠して民法166条1項を解釈したために, 法律上の障害のなくなった時点における客観的事実上の障害を起算点の問題として把握することができないためであろう。

そうすると、[9]は、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従って、客観的事実上の障害の存否を起算点確定法理の問題とし、客観的事実上の障害のなくなる時点まで消滅時効が進行しないと解すべき事案であったといえよう。

労働基準法115条の2年の消滅時効につき、会社と従業員の地位関係等から、会社による消滅時効の援用が権利の濫用として許されないとした[10]仙台地判昭58・12・28判時1113号33頁、戦時中台湾で発行された割増金附戦時貯蓄債券の償還について、日本国と中華民国との間で締結された平和条約が、中華民国の住民の日本国及びその国民に対する請求権の処理について両国政府間の特別取極の主題とすることを定めており、台湾住民が両政府間で特別取極のされることを期待して権利行使を控えていたことから、日本勸業銀行法40条に基づく15年の消滅時効の援用が信義則に反するとした[11]東京高判昭59・7・30判時1124号189頁も、同様に解すべきであろう。

次に見る[12]は、相続前における相続財産の持分権譲渡に関するものである。[12]札幌地判昭59・10・22判タ545号155頁は、昭和25年10月頃、A（昭和35年死亡）の子であるXとYが、将来におけるAの財産の相続を条件に、Yが相続によって取得する建物の持分権をXに譲渡し、その対価として60万円を取得する旨の契約（以下、「本件契約」という）を締結し、XがYに対して60万円を交付していたが、Yが昭和52年になって本件契約の無効に基づく共有持分権存在確認の訴えを提起し、昭和55年4月にY勝訴の判決が確定したので、同年11月、XがYに対して本件契約の無効と不当利得金60万円を訴え提起の時点の貨幣価値に換算した金額の支払を求める訴えを提起し、Yが民法167条1項の10年の消滅時効を援用した事案で、金員の交付時を起算点とした消滅時効の完成を認めながらも¹⁵、XがYに対して不当利得金の返還請求することが、本件建物についてのYの持分権の存在が確定した頃まで事実上期待し難い状況にあったこと等から、Yによる消滅時効の援用が信義則に反し許されないとした（なお、貨幣価値の変動に従った評価換えは認められず、不当利得金60万円と法定利息の支払を求める限度で請求が認容された）。

[12]は、相続前における相続財産の持分権譲渡に関する契約を無効とする。そして、不当利得返還請求権の消滅時効につき、法律上の障害の有無を基準として、金員交付時、すなわち不当利得返還請求権発生時をその起算点とする。しかし、[12]は、その時点において、権利者に客観的事実上の障害が存在したことを考慮して、消滅時効の援用が信義則に反するとしている。[12]の事案も、[9]～[11]と同様に、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従って、客観的事実上の障害のなくなる時点まで消滅時効が進行しないと解すべき事案であったといえよう¹⁶。

(二) 主観的事実上の障害の存在する場合

法律上の障害のなくなった時点で主観的事実上の障害が存在する事案も、[9]～[12]と同様に解すべきであろう。

[13]東京地判昭59・11・27判時1166号106頁は、昭和5年頃、Xの先代の所有する建物甲をY₁の夫A（昭和48年死亡）が借り受けた後に、昭和42年にAが甲をY₂に無断転貸し、甲にてY₂とY₃が料理店「乙」を経営していたところ、昭和53年になって初めてXが転貸の疑いがある事情を知り、昭和56年になってXがY₂らに対して無断転貸を理由として明渡しを求める訴えを提起し、Y₂らが賃貸借契約の解除権につき民法167条1項の10年の消滅時効を援用した事案で、賃貸借契約の解除権につき無断転貸のなされた時点时起算点とした消滅時効が完成しているとしながらも、転貸当初において、Y₂とAの間で、賃貸人に対し転貸の事実を隠蔽する目的の書面（乙をAらが共同経営する旨の虚偽の同意書）が作成されており、X側に対して転貸の事実を否定して、解除権の行使を妨げていたことから、消滅時効の援用が信義に反し権利の濫用で許されないとした。

[13]において、賃貸借契約の解除権の消滅時効の起算点は無断転貸契約成立時とされている。確かに、大審院の判例に現れた起算点確定法理によるならば、無断転貸契約成立時において賃貸人に解除権が発生し、その権利行使について法律上の障害もないのだから、無断転貸契約成立時が解除権の消滅時効の

起算点となろう。しかし、法律上の障害がなくなった時点において、転貸借契約成立の事実を賃貸人が認識していないのであるから、賃貸人には、権利者が権利発生を知らないという主観的事実上の障害が存在する。昭和45年判決に現れた起算点確定法理によれば、この主観的事実上の障害は進行開始障害事由であり、これがなくなる時点まで消滅時効が進行しないこととなろう。[13]では、法律上の障害のなくなった時点である無断転貸契約成立時を賃貸借契約の解除権の消滅時効の起算点としつつも、その起算点における主観的事実上の障害の存在を考慮して、消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用であるとしている。すなわち、[13]が信義則や権利濫用に助力を求めるのは、[9]～[12]と同様に、大審院の判例に現れた起算点確定法理に依拠して民法166条1項を解釈したために、法律上の障害のなくなった時点における主観的事実上の障害を起算点の問題として把握することができないためである。それゆえ、[13]の事案では、[9]～[12]と同様に、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従って、主観的事実上の障害の存否を起算点確定法理の問題とし、主観的事実上の障害のなくなる時点まで消滅時効が進行しないと解すべきであったといえよう。

無断転貸において、無断転貸が隠蔽されていた[14]東京高判昭54・9・26判時946号51頁も同様に解すべきであろう。

3 義務者の側で債務の継続的承認があったと解すべき事案

[15]最判昭51・5・25民集30巻4号554頁は、Xが、昭和24年6月2日に成立した調停事件において、農地を所有していたYから本件農地の贈与を受け、同時に引渡しを受け終わり、それから10年以上、Xが本件農地の耕作を続けていたところ、昭和48年、Xが本件農地につき所有権移転の許可申請手続と所有権移転登記手続を求める訴えを提起したのに対して、Yが農地所有権移転許可申請協力請求権につき民法167条1項の10年の消滅時効を援用した事案で、Xの農地所有権移転許可申請協力請求権が10年の消滅時効にかかるものであり、消滅時効が完成しているとしながらも、Xが20数年間にわたって本件農地を占有し耕作したこと等から、Yによる消滅時効の援用が、信義則に反し、

権利の濫用として許されないとした。

また、[16]水戸地判昭54・9・4判タ403号151頁と[17]大阪高判平9・7・16判時1627号108頁も、[15]と同様に農地が引き渡されていた事案において、義務者による農地所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効の援用が信義則に反し、権利の濫用であるとした。

[15]～[17]は、農地所有権移転許可申請協力請求権の権利者の占有継続に着目し、消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用であるとする。しかし、その権利者の占有継続は、農地所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効の中断の問題として考察すべきものと思われる。川井健が正当にも指摘するように、農地の受贈者・買主が農地の引渡しを受けこれを占有している間は、これらの者は権利を不断に行使しており、他方、贈与者・売主は受贈者・買主の権利を不断に承認しているとみることができる¹⁷。すなわち、[15]～[17]は、義務者の継続的承認が認められる事案であり、時効中断によって消滅時効が完成していないと解すべきものであったといえよう。

なお、代物弁済契約締結後に引渡しがなされ、爾来占有を継続していた者が所有権移転登記手続を求めた[18]東京地判昭57・12・27判時1079号61頁も、[15]～[17]と同様に解することができる¹⁸。

二 民法167条1項の適用される損害賠償請求権と民法724条前段の適用される損害賠償請求権に関する裁判例

1 財産に対する侵害による損害賠償請求権

(一) 被害者が損害及び加害者を知った後に障害が発生した場合

財産に対する侵害による損害賠償請求権で、民法724条前段の消滅時効の適用されるものにつき、被害者が損害及び加害者を知った後に事実上の障害が発生した事案の裁判例には、「権利行使妨害型」と「交渉介在型」がある。

(1) 権利行使妨害型

[19]神戸地判平18・12・1判時1968号18頁は、いわゆる中国残留孤児であるXらが、平成16年から17年にかけて、Y(国)に対して、国家賠償法1条1項に

基づく損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、昭和49年から永住帰国するまでの間、残留孤児を外国人として扱い、わが国への入国を認めないとした措置が違法な職務行為であり、帰国後に自立した生活を営むことができるようXらを支援する義務（以下、「自立支援義務」という）を懈怠したとして、Yの責任を認め、民法724条前段の消滅時効につき、Y自身が、永住帰国したXらに対する自立支援義務を履行せず、Xらの生活基盤を不安定なものとし、訴訟の提起を困難にしておきながら、消滅時効を援用することが、著しく信義に反するとした。

(2) 交渉介在型

[20]大阪地判平11・7・26交通民集32巻4号1191頁は、平成3年8月20日、X運送株式会社所有の自動車がY₁~Y₃運送株式会社所有の自動車との多重衝突事故に巻き込まれたところ、平成4年2月、Y₁が、XやY₂・Y₃に対して、過失割合に関する各々の考え方を示した返答を求める旨の連絡をし、同年8月、Y₁から和解案が提案され、平成7年4月、Xが和解案におけるX自身の過失割合について承諾するが、損害を増額して欲しい旨の返信をしたが、同年同月、Y₁がXに対して、損害を増額する内容の話合いが困難であると回答したので、平成9年10月にXがYらを相手に調停を申し立てたものの、平成10年3月に調停が不成立になったので、同年同月、XがYらに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yらが民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、XとYらが、本件事故後、話合いによる解決のため連絡を取り合っていたこと、具体的な和解案の提示をしていたこと等から、Xが本件事故後3年のうちに訴えを提起しなかったことはやむを得ないというべきであるとして、消滅時効の援用が信義則に反し許されないとした。

また、[21]名古屋地判平17・1・21 LEX/DB 28100747は、平成5年5月14日に取引の終了した先物取引において、委託者であるXに損害が発生したことにつき、平成7年7月、商品先物取引業者YがXに対して話合いで解決したい旨申し向け、Yの取締役Aを相手方として交渉が継続されたが、平成10年4月15

日頃、YがXに対して交渉を打ち切ることを告げたので、平成11年、XがYに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、Yの外務員らによる本件各取引終了までの一連の行為が一体のものであり、全体として不法行為に該当するとし、取引終了時を起算点とした消滅時効が完成しているとしながらも、平成7年7月、Yが、Xに対して話し合いで解決したい旨を申し向け、同年10月にXの損金の3分の1を負担するとの本件損金分担案を提示したこと等から、XとYが、話し合いによる円満な解決を期待しており、交渉終了時までにXに提訴を期待することが著しく酷であるとして、消滅時効の援用が信義に反し許されないとした。

(二) 被害者が損害及び加害者を知った時点で事実上の障害が発生していた場合

裁判例の検討に入る前に、昭和45年判決に現れた起算点確定法理が、民法724条前段の起算点の解釈に影響を与えていることを確認しておきたい。最判昭48・11・16民集27巻10号1374頁（以下、「昭和48年判決」という）は、Xが戦時中に軍機保護法違反の容疑で逮捕され、拷問を受けたために虚偽の自白調書に署名し、有罪判決を受け、釈放された後に、拷問を行った警察官であるYに対して損害賠償を求めた事案で、「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者が不法行為の当時加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて「加害者ヲ知りタル時」にあたる」として、加害者の住所を突きとめ、加害者本人に間違いのないことを知った時が民法724条前段の起算点であるとした。昭和45年判決に現われた起算点確定法理は、権利行使が現実に期待できる時点を民法166条1項の起算点とするものであり、権利行使が事実上不可能な場合には消滅時効の進行を認めないとするものであった。昭和48年判決では、賠償請求権を行使することが事実上不可能な状況が止んだ時、すなわち、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に

これを知った時を民法724条前段の起算点とするものである。昭和48年判決は、その判旨で明確に示されていないものの、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に基づくものと理解できよう。すなわち、昭和48年判決は、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に基づき、被害者が訴えることが期待できるかが起算点の確定基準とされており、民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」が単なるその徴表にすぎないものと位置づけられている¹⁹。

民法724条前段の起算点に関する昭和48年判決の解釈からすれば、被害者が損害の発生と加害者を知っていたとしても、損害賠償請求権の行使につき客観的事実上の障害があるときは、その損害賠償請求権の消滅時効が進行を開始しないといえよう。次の[23]は、このような観点から検討することが可能である。

[23]前橋地判昭57・3・30判時1034号3頁は、昭和17年から電気亜鉛等の各種製品を生産するYの工場の排煙排水に含まれる有害物質により農作物の減収・有毒化被害及び養蚕被害が生じたとして、昭和47年4月1日、XらがYに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、民法724条前段の消滅時効の起算点を明確にしないものの、Yの損害賠償責任を認めた上で、右公害によってXらの受けた被害につき、本件の被害が或る時期に突然出現したわけではなく長期間にわたり次第に顕著になり増大してきたものであるから、損害の金額算定をするのはもともと容易なことではないとして、Yの消滅時効の援用が権利の濫用であるとした。

[23]では、民法724条前段の消滅時効の起算点が明らかにされていない。[23]は、被害者に対する加害者の侵害行為が継続的に行われ、継続的に損害が発生している事案であった。このような継続的不法行為により継続的に損害が発生する場合につき、大連判昭15・12・14民集19巻2325頁は、継続的不法占拠者に対して賃料相当額の損害賠償が請求された事案で、その損害が継続して発生する限り、一日ごとに新たな不法行為に基づく損害が発生するとした上で、被害者がその各損害を知った時から別個に民法724条前段の消滅時効が進行するとしている²⁰。

昭和48年判決に現れた民法724条前段の起算点確定法理によれば、権利者が一日ごとに新たなる不法行為に基づく損害の発生を知っていたとしても、その認識時において、権利者の権利行使につき客観的事実上の障害があるのならば、その客観的事実上の障害のなくなるまで民法724条前段の消滅時効が進行を開始しない。本件は、被害が長期間にわたり次第に顕著になり増大してきたものであるから、損害額の算定が困難な事案であった。この損害額の算定困難は、権利発生を知っていても権利行使を困難にする事実上の障害であり、客観的事実上の障害に当たる。[23]は、被害者が損害及び加害者を知った時点における客観的事実上の障害の存在を考慮して、加害者による消滅時効の援用が権利の濫用であるとする。しかし、[23]は、権利濫用という迂路を通るのではなく、昭和48年判決に現れた解釈に従って、客観的事実上の障害を起算点の問題とし、その障害のなくなるまで民法724条前段の消滅時効が進行しないと解すべき事案であったといえよう。

[24]東京地判昭51・11・12判時860号132頁は、昭和45年10月29日、XY双方の過失によって、Xの所有する自動車とYの所有する自動車が衝突する事故が発生し、双方の損害賠償請求権の消滅時効完成の直前である昭和48年10月27日、XがYに対して損害賠償を求める訴えを提起し、昭和49年10月28日、YがXに対して損害賠償を求める反訴を提起したところ、XがYの損害賠償請求権につき民法724条前段の3年の時効消滅を援用した事案で、YがXの本訴提起を知った時点で既に消滅時効が完成していたとしながらも、同一事故によって双方が損害を蒙った場合に、一方の当事者が相手方において損害の賠償を請求するのであれば自己も相手方に請求するが、請求しないのなら双方の損害賠償請求権を時効によって消滅させて解決しようとの態度をとることが少なくないと思料され、その場合にその一方当事者が権利の上に眠っているのではないことが明らかであるとして、Xによる消滅時効の援用が信義則に反し許されないとした。

[24]は、同一事故によって双方が損害を蒙った場合において、当事者双方の

権利行使の有無が相互に密接な関連性を有していることを考慮して、債務者による消滅時効の援用が信義則に反するとしている。同一事故によって双方が損害を蒙り、当事者双方において、[24]の指摘するような権利行使の相互関連性がある場合、一方当事者が権利を行使するまで、相手方当事者の権利行使は現実に期待できない状況にある。それゆえ、同一事故によって双方が損害を蒙った場合における双方の損害賠償請求権の相互関連性は、客観的事実上の障害に当たると考えられる。この客観的事実上の障害は、被害者が損害及び加害者を知った時に存在するものであるから、[24]も、[23]と同様に解すべき事案であったといえよう。

2 身体に対する侵害による損害賠償請求権

(一) 法律上の障害のなくなった後、又は被害者が損害及び加害者を知った後に事実上の障害が発生した場合

身体に対する侵害による損害賠償請求権のうち、民法166条1項の適用されるものにつき、法律上の障害のなくなった後に事実上の障害が発生した事案、及び民法724条前段の消滅時効の適用されるものにつき、被害者が損害及び加害者を知った後に事実上の障害が発生した事案の裁判例には、「権利行使妨害型」と「交渉介入型」と、多数の債権者のうちごく一部の債権者に対してだけ消滅時効が援用されたものがある。

(1) 権利行使妨害型

[25]札幌地判昭52・10・18下民集28巻9～12号1102頁は、昭和37年5月16日、Yの従業員であったXが、Yの工場でのプレス作業中に腕を切断する障害を受けたところ、Y代表者AがXに対し、機能の回復とともにYに戻るよう告げていたので、昭和50年3月、XがYに職場復帰を依頼したが、Yがこれを断ったので、XがYに対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法167条1項の10年の消滅時効を援用した事案で、Yの安全配慮義務違反を認めた上で、Yの受入拒否の意思が確定したことで、Xにつき、Yに対する損害賠償請求権行使の障害が除去されたこと等からすれば、Yにお

いて、Xの契約上の地位の存否について確認する手段を講ずることなく、Xに復職を予定させるような漠然とした状態に放置しておきながら、消滅時効を援用することが信義に反するとした。

(2) 交渉介在型

[26]岡山地判昭47・1・28判時665号84頁は、昭和35年11月9日、Yの運転する自動車に接触して死亡したAの相続人Xが、昭和36年、Yに対して損害賠償を請求したところ、Yが「事故の責任について刑事裁判で争っているから、その結果が決まってから話し合いをする」旨回答し、昭和40年1月にYに対して罰金2万5千円の判決が言い渡され、昭和41年1月に右判決が確定したものの、YからXへ連絡がなかったため、昭和42年8月20日頃、XがY方を訪れて損害賠償を請求したが、Yがこれに応じなかったため、昭和43年2月14日、XがYに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、Yが事故についての刑事責任の有無が確定するまで賠償請求に応じるや否やの回答の猶予を求めている場合、Yがその後になって刑事責任の有無の確定前に完成した消滅時効を援用することが、信義則に照らして許されないとした。

(3) 一部の債権者に対して債務者が消滅時効を援用した事例

次の[27]は、加害者の排出したクロムによって身体に被害を受けた者が、加害者に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である²¹。

[27]東京地判昭56・9・28下民集33巻5～8号1128頁は、Yの工場における作業中のクロム被曝により鼻中隔穿孔等の障害が発生したXら（元従業員等を含めた242名²²）が、昭和50年から55年にかけて、Yに対して不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起し、YがXらのうち4名について民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、昭和50年8月23日に旧労働省がクロム作業員の嗅覚障害及び鼻呼吸機能障害について労災認定のうえ障害補償等の措置を講ずるように通達したことから、Xが右障害につき不法行為による損害賠償を請求しうるものと認識を持つに至ったのが昭和50年8月であるとし、その

時点が民法724条前段の消滅時効の起算点であるとした上で、Yによって消滅時効が援用されている4名の訴え提起の時点が右起算点から3年が経過した後であるとしながらも、その4名の所属する「クロム被害者の会」とは別の団体である「クロム退職者の会」とYが団体交渉をし、昭和52年10月、「クロム退職者の会」に属している被害者に対してYが損害賠償の責めを負っていることを認めて損害賠償を支払うという調停が成立し、その調停成立以降も新たに業務上の疾病として労災認定がされた者について、Yが和解契約を締結して損害金を支払っているにもかかわらず、Xらのうち4名の被害者が「クロム被害者の会」に属していることを理由に消滅時効を主張して、損害金の支払を拒絶することが、著しく正義公平の理念に反し、時効援用権の濫用として許されないとした。

時効中断事由である債務者による債務承認は、本来、債務者の自由に委ねられているものであるから、複数の債権者がいる場合に、債務者が一部債権者の債権だけを承認することも許される²³。それゆえ、複数の債権者のうち、一部の債権者の債務を承認した後に、他の債務者の債務につき消滅時効を援用することも、原則として、許されるといえよう。

しかしながら、本件の加害者たる債務者は、その工場において排出したクロムによって多くの者に健康被害を生ぜしめた者であった。被害者が多数に上る状況の中で、本件の加害者は、この多数の被害者に対する債務を基本的に承認するという姿勢を示している。すなわち、加害者たる債務者は、「クロム退職者の会」に所属する被害者との間で損害賠償を支払うという調停を成立させ、かつ、その調停成立以降も新たに業務上の疾病として労災認定された者と和解契約を締結している。本件の加害者は、多数の被害者に対する債務を承認する姿勢を示しながら、被害者の所属する団体に着目して、多数の被害者のうち4名だけに消滅時効を援用している。この場合の債務者による消滅時効の援用は、多数の被害者のうちごく一部の者を差別的に取扱うものであり、不平等なものといえよう。したがって、[27]は、加害者によって多数の被害者が発生し、

加害者が被害者に対する債務を基本的に承認するという姿勢を打ち出していないが、ごく一部の債権者の所属する団体に着目して消滅時効を援用することが不平等な取扱いであり、その不平等性が考慮された結果、債務者による消滅時効の援用が許されなかったものと解せられる²⁴。

(二) 法律上の障害のなくなった時点又は被害者が損害及び加害者を知った時点で、事実上の障害が発生していた場合

民法724条前段の消滅時効に関して、[28]東京地判昭57・1・26判夕464号108頁は、自動車の二重衝突事故の当事者Yによる虚偽の供述により、Xが業務上過失致死傷罪で起訴され、禁錮1年6か月の判決を受けたので、Xが控訴し、控訴審で無罪判決を受け、右判決が確定した後、XがYに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法724条前段の3年の消滅時効を援用した事案で、Yの消滅時効の援用が信義則に反し、権利の濫用に当たるとした。しかし、[28]の最高裁判決（最判昭58・11・11交通民集16巻6号1515頁）は、昭和48年判決を引用して、無罪判決確定時が民法724条前段の消滅時効の起算点であるとする。先に見たように、昭和48年判決は、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に基づいて、民法724条前段を解釈するものである。[28]の被害者は、加害者の侵害行為を認識していたとしても、刑事訴追されており控訴審で無罪判決を受けるまで、加害者に対する損害賠償請求権の行使が現実に困難である。すなわち、この事案では、被害者が損害及び加害者を知った時点で客観的事実上の障害が存在していたといえよう。それゆえ、[28]とその最高裁判決は、被害者が損害及び加害者を知った時点で客観的事実上の障害がある場合には、昭和48年判決に現れた解釈に従って、その客観的事実上の障害を進行開始障害事由と解すべきことを示すものといえよう。

次に、民法166条1項の解釈に関する裁判例を見ることにする。じん肺に関する安全配慮義務違反と民法167条1項の10年の消滅時効について、最判平6・22民集48巻2号441頁は、右損害賠償請求権の消滅時効の起算点を、じん肺法所定の管理区分についての最終の行政上の決定を受けた時であるとした。

この最高裁判決は、じん肺によって生ずる損害において、質的に異なる損害が段階的に発生していると解し、重い決定に相当する病状に関する決定を受けた時に、その損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるという。これは、被害者における損害の発生が、安全配慮義務違反による損害賠償請求権の成立要件であって、損害発生までは損害賠償請求権の不発生という法律上の障害が存在していると解するものといえよう。

もっとも、次の[29]のように、損害が発生して法律上の障害のなくなった時点においても、客観的事実上の障害が被害者に存在する場合もありうる。

[29] 横浜地横須賀支判平14・10・7判時1821号65頁は、アメリカ海軍横須賀基地でY(国)の被用者であったXらが、じん肺に罹患したとして、平成11年7月7日、Yに対して安全配慮義務違反による慰謝料を求める訴えを提起し、Yが民法167条1項の消滅時効を援用した事案で、昭和56年から61年におけるじん肺管理区分決定発送の数日後を起算点とした消滅時効が完成しているとしながらも、本件の雇用形態が、雇用者と使用者の分離した間接雇用形態という特異な雇用形態であって、就労中に災害に遭った場合の責任追及先の判断には困難を伴うことなどから、XらのYに対する権利行使に事実上の極めて困難な障害があったとして、Yによる消滅時効の援用が権利の濫用であるとした。

間接雇用という特異な雇用形態は、責任追及先が不明瞭で被害者の権利行使を困難にするという意味で、客観的事実上の障害に当たる。[29]は、客観的事実上の障害が法律上の障害のなくなった時点で存在した事件であるから、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従って、客観的事実上の障害のなくなるまで消滅時効が進行しないと解すべきであったといえよう。

安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権につき、銀行の定める救済措置規定中に、銀行の従業員が民事訴訟の提起を行った場合に救済しない旨の規定があったことから、銀行による消滅時効の援用が信義則に反するとした[30]東京高判平7・5・31判タ896号148頁も、[29]と同様に解すべきであろう。

[31]～[34]は、身体に対する侵害による損害賠償請求権ではないが、健康管

理手当受給権のような身体に関わる権利の消滅時効の援用が問題となった裁判例である。[31]最判平19・2・6民集61巻1号122頁は、原子爆弾によって被爆した後、A国に移住した $X_1 \sim X_3$ が、平成6年ないし平成7年に来日して、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者としてY(国)から健康管理手当の支給を受けるようになり、手当受給資格取得後にAに出国したところ、Yが、被爆者が日本国の領域を越えて居住地を移した場合は、健康管理手当受給権を失うとしていた昭和49年7月22日付け旧厚生省の通達(以下、「402号通達」という。なお、本通達は平成15年に廃止されている)に基づいて、健康管理手当の支給を打ち切ったので、平成14年7月から12月にかけて、XらがYに対して未支給の健康管理手当の支払を求める訴えを提起し、Yが地方自治法236条の5年の消滅時効を援用した事案で、控訴審は健康管理手当請求権の履行期がその支給月の末日ごとであり、その末日ごとにそれぞれ消滅時効が進行するとしつつも、Yの時効援用が信義則に反し、権利の濫用に当たるとし、最高裁も、402号通達は何ら法令上の根拠がないとした上で、通達に定められた事項が法令上相応の根拠を有するものであるとの推測を国民に与えるものであるから、402号通達の明確な定めに基づき健康管理手当の受給権について失権の取扱いをされた者に、なおその行使を期待することが極めて困難であること等から、Yの消滅時効の援用が信義則に反し許されないとした。

[31]の原審は、健康管理手当請求権の消滅時効の起算点を法律上の障害のなくなった時点である履行期とした上で、消滅時効の援用が信義則に反し、権利濫用であるとし、[31]は、権利者が402号通達のために権利行使を期待できない状況であったことから、消滅時効の援用が信義則に反するとした。ここでは、法律上の障害のなくなった時点における402号通達という客観的事実上の障害の存在が考慮されて、消滅時効の援用が信義則に反するとされている。それゆえ、[31]も、[29][30]と同様に、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従って、客観的事実上の障害である402号通達が廃止された時まで消滅時効が進行しな

いと解すべきであったといえよう²⁵。

旧労働省の通達の存在ゆえに、権利者が労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けられなかった事案で、同法42条の2年の消滅時効の援用を信義則違反とした裁判例（[32] 横浜地判平12・12・7 LEX/DB 25410679, [33] 横浜地判平12・12・7 LEX/DB 25410680, [34] 横浜地判平12・12・7 LEX/DB 25410681）も、[31]と同様に解すべきであろう。

以上は客観的事実上の障害に関するものであるが、法律上の障害のなくなった時点で主観的事実上の障害が存在する場合もありうる。じん肺に罹患した従業員が企業に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求めた事案で、[35] 福岡高判平13・7・19判時1785号89頁は、最終の行政上の決定を受けた日又はじん肺により死亡した日の翌日を起算点としながらも、従業員やその遺族が企業に対して損害賠償請求権を行使することができること自体を十分に認識していなかったことから、企業による消滅時効の援用が権利濫用であるとした。[35]も、昭和45年判決の起算点確定法理に従って、主観的事実上の障害のなくなるまで消滅時効が進行しないと解すべきであったといえよう。

三 民法724条後段の適用される損害賠償請求権に関する裁判例

ここで検討する[36] 東京地判昭54・2・16判時915号23頁と[37] 名古屋地判昭60・10・31判時1175号3頁は、民法724条後段の20年の期間制限が消滅時効であると解した上で、加害者たる債務者による消滅時効の援用が権利の濫用に当たるとした。ところが、[36][37]よりも後の[38] 最判平元・12・21民集43巻12号2209頁は、民法724条後段の期間制限が除斥期間であるとし、債務者による消滅時効の援用が信義則に反し、権利濫用に当たるとする債権者の主張が、主張自体失当であるとした。

学説は、民法724条後段の期間制限につき、除斥期間と解するものだけでなく²⁶、立法過程の研究等を踏まえて消滅時効と解するものがある²⁷。それに、消滅時効法の改正提案も含む『債権法改正の基本方針』は、生命・身体・名誉などの人格的利益に関する侵害の場合、損害賠償請求権が、「債権者が債権

の発生原因及び債務者を知った時」又は「債権を行使することができる時」のいずれか後に到来した時から、5年又は10年の消滅時効（基本方針案[3.1.3.49]〈イ〉）と、「債権を行使することができる時」から30年の消滅時効にかかる（基本方針案[3.1.3.49]〈ア〉）としている²⁸。このような議論の状況からすれば、民法724条後段の期間制限は除斥期間ではなく、消滅時効と解するべきであり、その援用権の行使が信義則に反し又は権利の濫用に当たる場合もありうるといえよう。それゆえ、加害者たる債務者による消滅時効の援用が権利の濫用に当たるとした[36][37]は、民法724条後段の解釈のみならず、今後の解釈の在り方を検討するためにも重要な裁判例であると考ええる。

1 財産に対する侵害による損害賠償請求権

[36]東京地判昭54・2・16判時915号23頁は、事案が複雑なので、他の裁判例よりも詳しく紹介する。A県B村の農地甲につき、昭和23年、A県知事がY（国）の機関委任事務の実行として、自作農創設特別措置法（以下、「自創法」という）によりCに対し買取処分を行った後、昭和25年3月2日、Dに対し売渡処分を行い、その旨の所有権移転登記を経由し、昭和30年、XがDから甲を買い受け、その旨の所有権移転登記を経由した。ところが、昭和34年5月29日、Cの妻であるEは、自らが甲の真の所有者であると主張して、A、X、Y、Dに対して、本件買取処分の無効確認とDとXの各所有権移転登記の抹消登記手続等を求める訴え（以下、「別件訴訟」という）を提起した。昭和42年5月26日、第一審はEの請求を棄却したが、Eより控訴し、昭和46年3月18日、控訴審がEの主張を認容し、原判決を取消したので、XとDより上告した。昭和49年10月24日、最高裁は上告棄却の判決を言い渡し、控訴審判決が確定した。右控訴審判決後の昭和46年6月18日、EはXに対し本件土地につき建物取去土地明渡しを求める訴えを提起したが、別件訴訟が終了したため、昭和50年6月、XはEから本件土地を買い受ける等の内容の訴訟上の和解をEと成立させた。昭和50年9月12日、Xは、Yに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yは民法724条後段の期間制限を主張した。[36]は、買取処分と売渡処分

の日から20年の消滅時効の時効期間が経過しているとしながらも、XとYが右別件訴訟において共同被告として訴を提起され控訴審終結に至るまで長く訴訟活動を遂行してきたこと、右別件訴訟の争点である本件土地の買収処分の有効性に関しYが事情をよく知り得た立場にあり、Xが事実上Yを信頼して追随するしかない立場にあったこと、Xが右別件訴訟の第一審勝訴後の控訴審の段階において逆転敗訴を予想して、右別件訴訟で協力関係にあるYに対し時効中断のみのために訴えを提起するのが不可能であること等から、Yによる消滅時効の援用が権利の濫用であるとした。

[36]は、二つの要素を考慮して、債務者による消滅時効の援用が権利濫用に当たるとしている。第一の要素は、別件訴訟におけるXが、Yと共同被告として協力関係にあり、Yを信頼して追随するしかない立場にあったこと、すなわち、加害者が被害者に対して不法行為の不存在を誤信させて、権利の行使を困難にしたことである。これは、事実上の障害が債務者の行為を原因として発生したことに着目するものであり、20年未満の消滅時効に関する裁判例における「権利行使妨害型」と同様の要素であるといえよう。第二の要素は、第1審判決後控訴審係属中である民法724条後段の期間の満了時において、この事実上の障害が存在していたために、債権者が債務者に対して訴えを提起することが不可能であったことである。つまり、[36]は、債務者が原因である事実上の障害が発生し、かつ、それが民法724条後段の期間満了時においても存在していたことを考慮して、債務者による消滅時効の援用を認めなかったものといえよう。

2 身体に対する侵害による損害賠償請求権

次の[37]は、予防接種禍による損害賠償請求権に関するものであり、民法724条後段の期間制限が消滅時効であるとした上で、加害者たる債務者の民法724条後段の消滅時効の援用が権利濫用に当たるとしたものである²⁹。

[37]名古屋地判昭60・10・31判時1175号3頁は、Y(国)によって実施された予防接種を受けた後、重篤な副反応をひき起こし、その結果、重度の後遺障害を有するに至った被接種者Xらが、Yに対して損害賠償を求める訴えを提起

し、Yが724条後段の期間制限を主張した事案で、接種時と提訴時期の間に20年以上の期間が経過しているとしながらも、予防接種の結果、被害者が家族共々長く重篤な後遺症に呻吟する事態となったこと等から、債務者による民法724条後段の消滅時効の援用が援用権の濫用として許されないとした。

もっとも、先に述べたように[37]の後に[38]が民法724条後段の20年の期間制限が除斥期間であるとしたため、被害者である債権者は、加害者である債務者による消滅時効の援用につき信義則違反や権利濫用を主張できなくなった。

そこで、[37]と同じく予防接種禍による損害賠償請求権が問題となった[39]最判平10・6・12民集52巻4号1087頁は、信義則や権利濫用ではなく、時効の停止規定を利用する。すなわち、昭和27年10月20日に国によって実施された予防接種を受けた後に、重篤な副反応をひき起こし、重度の後遺障害を有するに至った被接種者等が、昭和49年12月5日、国に対して損害賠償を求める訴えを提起し、国が民法724条後段の期間制限を主張した事案で、[39]は、民法724条後段の期間制限が除斥期間であるとしながらも、除斥期間によって被害者が一切の権利行使が許されないこととなる反面、心身喪失の原因を与えた加害者が20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となることが、著しく正義・公平の理念に反するとし、少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることが、時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することが条理にもかなうとして、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6か月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6か月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果が生じないとした。

もっとも、本件は、接種時から20年を経過する前6か月以内に被害者が禁治産宣告を受けていなかった事案であり、[39]は、厳密に言えば民法158条1項とは異なる要件の下に除斥期間の停止を認めている点に注意が必要であろう³⁰。ま

た、潮見佳男は、[39]において、時効の停止規定が形式的に議論の端緒として置かれているだけにすぎないと指摘する³¹。

その後、[40]最判平21・4・28民集63巻4号853頁は、YがAを殺害した後、その死体を自宅の床下に隠匿し、殺害行為から26年後に警察に自首したので、Aの相続人がYに対して損害賠償を求める訴えを提起し、Yが民法724条後段を主張した事案で、被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果が生じないとした。

金山直樹は、[39]と[40]が一つの集合をなしているものと読むべきであるという。すなわち、これらの判例においては、心神喪失があるにせよ、遺体の隠匿があるにせよ、専ら加害者の行為によって、被害者による「権利行使が不可能」であった、あるいはその「機会がないまま」であったという事情が本質的なものであると指摘する³²。

金山のいう両判例の「本質的なもの」とは、義務者の行為を原因として事実上の障害が生じているということである。これは、20年未満の裁判例における「権利行使妨害型」と同じ要素であると考えられる。すなわち、[39]と[40]は、時効の停止規定を形式的に議論の端緒として置いているだけであって、実質的には、20年未満の消滅時効に関する裁判例で見た「権利行使妨害型」と同様に、債務者の行為を原因とした事実上の障害に着目して、民法724条後段の効力を否定したものといえよう。

第3章 おわりに

一 消滅時効における一般条項と起算点確定法理の関係

本稿で取り上げた裁判例の多くは、民法166条1項の解釈につき大審院の判

例に現れた起算点確定法理に従いながら、権利行使につき法律上の障害のなくなった時点において事実上の障害が存在する場合に、その事実上の障害を考慮して、義務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であると、権利者による権利行使を認めている。しかし、昭和45年判決に現れた起算点確定法理に従うならば、法律上の障害のなくなった時点で事実上の障害が存在する場合、その事実上の障害は進行開始障害事由であると解される。

同様の問題は、民法724条前段の消滅時効の起算点の解釈でも生じうる。既に[24]に関して述べたとおり、昭和48年判決は、昭和45年判決に現われた起算点確定法理に基づき、被害者が訴えることが期待できるかが民法724条前段の消滅時効の起算点の確定基準とする。したがって、被害者が損害及び加害者を知った時点において存在する事実上の障害は、民法724条前段の消滅時効の進行開始障害事由であると解される。

消滅時効の起算点確定法理としては、昭和45年判決に現れた起算点確定法理と同様の見解である現実的期待可能性説が妥当であると考えられる。それは、消滅時効の存在理由と関連する。消滅時効の存在理由は、一定の期間経過後の権利の強制的な行使を許さないものとすることによって、一定期間内に権利関係を確定させ社会を安定させることに関する社会一般の利益であると考えられる。この社会一般の利益としては、裁判所運営にかかる費用の軽減が想定される。判決手続であれ、強制執行手続であれ、古く明確でない証拠に基づく裁判の多発や、そのような証拠に基づく審理の長期化は、裁判所運営にかかる費用を増大させる。消滅時効制度は、権利行使に一定の限界を定め、一定期間内に権利関係を確定させ社会を安定させることで、裁判所運営にかかる費用を軽減させる。この存在理由からすれば、消滅時効の完成に要する期間（以下、「時効期間」という）は、できるだけ短期間とし、紛争を早急に終結させることが求められる。もっとも、時効期間を短期間とすると、消滅時効制度は、事実上の障害のために権利行使できない権利者について、十分な権利行使機会を与えることなく権利を失わせるものとなり、権利者の権利を過剰に制限するものとなる。こ

こでの権利者の権利行使機会を確保する方法としては、二つの方法が考えられる。すなわち、①時効期間を短期間としたままで、事実上の障害のために権利行使が現実期待できるか否かを個別具体的に判断し、権利者による権利行使が現実期待できるまで消滅時効が進行を開始しないとする方法と、②事実上の障害の発生可能性及び事実上の障害が発生した場合に発生から消滅までに要する時間を、予め抽象的に判断して、20年の消滅時効のように極めて長い時効期間を設定する方法である。いずれの方法も、消滅時効の存在理由からは導くことができず、消滅時効法に外在する一般条項である信義則の衡平的機能から導かれるものといえよう。もっとも、信義則に基づく権利者の権利保護が過剰になると消滅時効の存在意義が失われるため、私益と公益の調整が必要となる。消滅時効の存在理由である社会一般の利益という観点からすれば、消滅時効の完成時期を客観的に明確にすることができれば、裁判において容易に消滅時効の完成の事実を判断できることとなり、裁判所運営にかかる費用を軽減できる。①②のうち、①の方法だと、時効期間が20年未満と短くなるが、事実上の障害が現実になくならない限り消滅時効が完成せず、消滅時効の完成時期が不明確となるのに対して、②の方法は、時効期間が20年と長くなるが、事実上の障害が予め抽象的に考慮されているので、消滅時効の完成時期が明確になる。すなわち、消滅時効の存在理由に基づく消滅時効の完成時期の明確化という要請からすれば、20年未満の消滅時効にかかる権利は、20年の消滅時効にもかかると解すべきであり、民法724条のような二重の期間制限を定める規定は、この趣旨を示すものと解せられる³³。

本稿で扱った裁判例は、[36]～[40]を除けば、20年未満の消滅時効に関するものであった。20年未満の消滅時効における権利者の権利行使機会を確保する方法は、①の方法であるから、起算点確定法理は現実的期待可能性説となる。民法166条1項の起算点に関する裁判例で、法律上の障害のなくなった時点において事実上の障害が存在した事案に関する裁判例（[9]～[14]、[28]～[35]）、及び民法724条前段の起算点に関する裁判例で、被害者が損害及び加害

者を知った時に客観的事実上の障害が存在した事案に関する裁判例（[23][24][28]）は、その事実上の障害を消滅時効の進行開始障害事由として把握すべきものであったといえよう。

これら17件の裁判例のうち、身体に対する侵害による損害賠償請求権（[28]～[30]、[35]）、身体に関わる権利（[31]～[34]）が8件とおよそ半数を占めている。これは、身体に関する被害が発生した場合、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動を権利者に期待することができないために³⁴、権利行使が期待できない状況が生じやすいことを示すものといえよう。

二 消滅時効の進行開始後に発生した事実上の障害と信義則

権利者における法律上の障害と事実上の障害がなくなり、消滅時効の進行が開始した後に、義務者の行為が原因となり事実上の障害が発生し、そのために権利者が権利行使できなくなった事案で、債務者による消滅時効の援用が信義則に反する又は権利の濫用であるとされた裁判例は、権利行使妨害型、信頼作出型、交渉介在型の三類型に整理できる。

三類型に関する裁判例のうち消滅時効の完成を明言しないものもあるが、多くの裁判例は、消滅時効の完成を認めた上で、債務者による消滅時効の援用を否定する。フランスの新時効法が、衡平を基礎とする法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」を消滅時効制度に組み込んで、消滅時効の進行開始後に発生した不可抗力を進行停止事由としたのに対して、わが国の裁判例は、消滅時効が完成していても権利行使を認めるという意味で、一般条項に基づいて事後的救済を認めるものとなっている³⁵。

1 権利行使妨害型、信頼作出型、交渉介在型の三類型

権利行使妨害型、信頼作出型、交渉介在型の三類型は、いずれも、義務者の行為が原因となって事実上の障害が発生した事案である。権利行使妨害型における義務者の妨害行為は、権利者が権利の発生を知っていても権利を行使できないという客観的事実上の障害を発生させる。また、信頼作出型における義務者は、後に履行されるという外観を作出し、権利者にその外観を信頼させて、

義務者が義務を履行するという期待を権利者に抱かせることで、交渉介入型における義務者は、権利者と裁判外の紛争解決に向けて交渉し、当該権利を裁判上追及する必要がないという期待を権利者に抱かせることで、権利の発生を知っていても権利を行使できないという客観的事実上の障害を発生させる。

まず、20年未満の消滅時効における起算点確定法理とこの三類型における信義則に基づく事後的救済の関係について検討する。一で述べたように、法律上の障害がなくなった時点における事実上の障害の発生のために権利者が権利行使不可能な状態になった場合、その権利に適用される消滅時効が20年未満のものであれば、①の方法に従って、その事実上の障害が進行開始障害事由となる。わが国の民法の体系上、法律上の障害と事実上の障害が消滅し消滅時効の進行が開始したならば、権利者には速やかな権利行使が求められる。すなわち、消滅時効の進行が開始した後に、新たに事実上の障害が発生して権利者が権利行使不可能になったとしても、その事実上の障害は、時効の停止事由に該当する場合に限って考慮されるにすぎない³⁶。したがって、消滅時効の進行が開始した後に事実上の障害が発生し、その障害のために権利者が権利行使不可能な状態となり、消滅時効が完成した場合であっても、その事実上の障害が時効の停止事由に該当しない限り、原則として、権利者は義務者による消滅時効の援用を甘受しなければならない。

以上のように、20年未満の消滅時効につき、法律上の障害が無くなった時点における事実上の障害によって権利者が権利行使不可能になった場合、その権利行使不可能な権利者に対する信義則上の保護は、起算点確定法理という形式で消滅時効法の中に組み込まれている。そして、時効の進行開始後に発生した事実上の障害による権利者の権利行使不可能に対しては、時効の停止規定が用意されており、もはや信義則の適用の余地がないかのように見える。しかしながら、起算点確定法理及び時効の停止は、事実上の障害による権利行使不可能という権利者の態様のみに着目するものであって、事実上の障害発生に関する義務者の態様について考慮していない点に、注意が必要である。先に見

た三類型のように、消滅時効の進行開始後に、義務者の行為を原因として、権利者の権利行使による時効中断を妨げる事実上の障害を発生させておきながら、権利者による時効中断がないために消滅時効が完成したとして義務者が消滅時効を援用する場合、その義務者の態様は、起算点確定法理での評価対象ではないのだから、この場合の権利者に信義則上の保護を認める余地がある。それゆえ、権利行使妨害型では、義務者が権利者の権利行使を妨害しながら、その権利行使がないことを理由に消滅時効の援用権を行使することが信義則上許されず（「不誠実な行為により取得した権利ないし地位の主張は許されない」というクリーン・ハンズの原則³⁷⁾）、信頼作出型と交渉介在型では、義務者が義務の履行又は裁判外の解決を期待させて、権利者の権利行使を妨げていながら、消滅時効の援用権を行使することが信義則上許されないこととなる（「自己の行為に矛盾した態度をとることは許されない」という矛盾行為禁止の原則³⁸⁾）。したがって、20年未満の消滅時効の進行開始後に、義務者の行為が原因となって、権利者の権利行使による時効中断を妨げる事実上の障害を発生させた場合には、消滅時効が完成していたとしても、債務者による消滅時効の援用が信義則に反するものとして許されず、時効完成後の権利者の権利行使が認められるという事後的救済が肯定される。

もっとも、このような信義則に基づく事後的救済は消滅時効の存在理由と対立するものである。消滅時効の存在理由は、一定期間内に権利関係を確定させ社会を安定させることに関する社会一般の利益、すなわち、裁判所運営にかかる費用の軽減であった。このような信義則に基づく事後的救済の可否を判断するためには義務者による妨害行為の存否などを調査しなければならず、そのために審理が長期化する恐れがある。わが国の民法161条は、時効完成時に存在した特定の事実上の障害についてだけ時効の停止事由としている。確かに、義務者の行為が原因である事実上の障害が短期間しか存在せず、その事実上の障害消滅後に訴訟資料を収集するための十分な時間が存在する場合、権利者には権利を行使する機会が十分確保されている。その残された期間内に権利を行使

することなく、消滅時効が完成したのであれば、権利者は義務者による時効援用を甘受すべきであろう。したがって、義務者の行為を原因とした事実上の障害が消滅時効の完成時において存在する場合に限って、債務者による消滅時効の援用が信義則に反して許されず、権利者の権利行使が認められるという事後的救済が肯定されるといえよう。

三類型に該当する裁判例のうち、時効完成時期の状況が不明確な[1]を除いて、いずれも時効完成時に義務者の行為を原因とした事実上の障害が存在していた事案であった。

以上の三類型以外でも、[27]は、債務者による消滅時効の援用を制限している。しかし、三類型と[27]では、信義則違反として評価された対象が異なる。すなわち、三類型では事実上の障害の発生原因である義務者の能様が考慮されていたが、[27]では、事実上の障害ではなく、多数の被害者につき債務を承認しながら、特定の団体に所属するごく一部の者に対して消滅時効を援用することの不平等性が考慮されて、消滅時効の援用が制限されている。[27]は、債務者の行為を原因とした事実上の障害がなくとも、債務者による消滅時効の援用が不平等なものである場合には、債務者による消滅時効の援用が信義則に反すると評価される場合があることを示すものといえよう。

2 交渉介在型の特徴

交渉介在型については、時効の中断事由との関係が問題になる。最判昭43・2・9民集22巻2号122頁は、運送契約に関して、駅構内に貨車が留めおかれたために生じた留置料金債権について債権者が債務者に催告したところ、債務者が債務の調査のために「留置料に関して留置時間の喰い違い等相当複雑なる問題もあるので協力を願う」旨の回答の猶予を申し出た事案において、債務者から何分の回答があるまで民法153条所定の6か月の期間が進行しないとされた。すなわち、交渉介在型の事案のうち、債権者の裁判外の催告に対して、債務者の側から回答の猶予の申出があり、債務者の回答から6か月以内に債権者が訴えを提起した事案は、本来、時効の中断が認められるものと解すべきである。

交渉介入型の裁判例のうち、[26]は、債権者からの裁判外の催告に対して、債務者がその刑事責任が確定してから話し合いをすると申し出たものであった。この債務者の申し出は、刑事責任の確定後まで回答を猶予することを申し出たものであり、昭和42年8月20日に債務者が債務の存在を否定する回答をし、債権者がその回答の時点から6か月以内に訴えを提起したのであるから、[26]は消滅時効の中断が認められるべき事案であったといえよう。そうすると、交渉介入型のうち、信義則による事後的救済が問題となるのは以上のような、時効の中断事由が認められない事案に限られる。

交渉介入型では、交渉というものの特質にも留意しなければならない。交渉介入型では、義務者が、権利者と裁判外の紛争解決に向けて交渉し、当該権利を裁判上追及する必要がないという期待を権利者に抱かせたことが、重要である。もっとも、裁判外の紛争解決に向けた交渉は必ずしも合意に至るものではなく、一方的に交渉を終結させることも義務者の自由である³⁹。それに、通常の場合、権利者は、義務者による交渉破棄が予想可能であるから、交渉破棄による不利益を回避する行動をとるべきであろう。そうすると、単に義務者が権利者と交渉しただけでなく、権利者が義務者の交渉破棄を予測できないような事情が存在して初めて、義務者が当該権利を裁判上追及する必要がないという期待を権利者に抱かせたと評価することができる。それゆえ、当事者の交渉にこのような事情のある場合のみ、義務者による消滅時効の援用が信義則に反して許されず、事後的救済が認められるといえよう。

では、権利者が義務者の交渉破棄を予測できないような事情としては、どのような事情が想定できるであろうか。まず、義務者と権利者の間で債権に関する協議をする旨の合意が存在したような場合が考えられる。この合意は、義務者と権利者において継続的に交渉をする義務を課すものであり、権利者が義務者の交渉破棄を予測するのを困難にさせる。[21]は、債務者から話し合いによる解決が申し込まれ、それに基づいて交渉のなされていた事案であった。そこには、債務者と債権者の間での債権に関する協議をする旨の合意が存在したと解

することができよう。[8][20]では、そのような合意を見いだすことができない。もっとも、[20]は、債務者が交渉を主導し、かつ債務者側から債務の一部を承認する内容の具体的和解案が提出された事案であった。債務者からの和解案の提出は、債務そのものを承認するものでないから、時効中断事由とならないであろう⁴⁰。しかし、債務者主導の交渉において債務者から具体的和解案が提出されれば、通常、債権者は、債務者が交渉による裁判外の解決を望んでいるものと解するであろうから、債務者による交渉破棄を予想するのが困難であろう。これに対して、[8]は特殊な事案である。確かに、[8]は、団体交渉、労働委員会での斡旋手続に着目して、債務者の時効の援用が信義則に反し権利濫用であるとする。しかし、債務者は労働委員会の斡旋終了後、一貫して話し合いを拒んでおり、債権者が裁判外の紛争解決を期待できない状況にあった。[8]は、むしろ、その事案に着目すべきではなかろうか。すなわち、[8]では、労働委員会による自主的解決の要請があつたにもかかわらず、債務者が、これを無視し、勤務表や給料明細書等の提出に協力することを拒み、債権者の訴訟資料収集を困難にして、その権利行使を妨害していた。この点から言えば、[8]は、「交渉介在型」ではなく、「権利行使妨害型」と解すべきものといえよう。

三 民法724条後段に関する問題

[38]において、民法724条後段は除斥期間であるとされている。しかし、わが国の民法の立法担当者は、20年を普通消滅時効と考えており、民法724条後段はそれに歩調を合わせたにすぎないのだから⁴¹、民法724条後段の期間制限は消滅時効と解するべきである。

民法724条後段の20年という長い時効期間は、一で説明した②の方法であるから、事実上の障害の発生を予め抽象的に考慮して設定されたものである。それゆえ、民法724条後段における起算点確定法理は、大審院の判例に現れた起算点確定法理となり、事実上の障害は進行開始障害事由とならない。すなわち、民法724条後段でいう「不法行為の時」とは、不法行為の成立要件が充足され、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することにつき法律上の障害のなく

なった時点である⁴²。

もっとも、20年未満の消滅時効と同様の理由から、20年の消滅時効においても、債務者の行為を原因として生じた事実上の障害が20年の消滅時効の完成時に存在する場合には、債務者による消滅時効の援用が信義則に反して許されず、時効完成後の権利者の権利行使が認められるという事後的救済が肯定されるといえよう。

民法724条後段の消滅時効に関する[36][37][39][40]は、いずれも、債務者の行為を原因とした権利者の事実上の障害が20年の消滅時効完成時において存在していた事案であり、権利行使妨害型に該当するといえよう。すなわち、[36]は、債務者が債権者に不法行為の不存在を誤信させることで、債権の発生を認識していないという事実上の障害が消滅時効の完成時の権利者に存在した事案、[37]と[39]は、債務者の行為を原因とする心神喪失という事実上の障害が消滅時効完成時の権利者に存在した事案、[40]は、加害者である債務者が被害者の死体を床下に隠匿したことが原因となって、債権の発生を認識していないという事実上の障害が消滅時効の完成時の権利者（被害者の相続人）に存在した事案であった。

四 今後の展望

現在わが国では、債権法改正作業が進められている。そこでは、義務者と権利者間で交渉がなされた場合についての立法が提案されている。

時効研究会による改正提案は、消滅時効の時効期間を5年とした上で（改正時効研究会案168条）、当事者が権利又はこれを基礎づける事実について交渉するとき、時効によって利益を受ける者が最後に対応したときから6か月を経過するまで完成しないとして、交渉を完成停止事由に追加する（時効研究会案149条）⁴³。

これに対して、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」は、時効期間を3年、4年、5年のいずれかの期間とした上で（[3.1.3.44]）、訴えの提起その他の「請求」を進行停止事由とするとともに（[3.1.3.56]）、

新たな進行停止事由として、債権者と債務者の協議の合意を追加する（[3.1.3.60]）。すなわち、債権者と債務者の間で債権に関する協議をする旨の合意が成立したときには、その時に時効期間の進行が停止し（[3.1.3.60]<1>）、債務者の協議の続行を拒絶する旨の通知が債権者に到達したときは、または最後の協議から[3か月/6か月]が経過したときは、その時点から時効期間の進行が再開し（[3.1.3.60]<2>）、この場合、進行再開の時から[6か月/1年]が経過するまで、時効期間は満了しないとされる（[3.1.3.60]<3>）⁴⁴。単なる交渉の存在ではなく、債権者と債務者で交渉する旨の合意がなされた場合に進行停止が認められるとする点に留意が必要であろう。

また、民法改正研究会は、時効期間を原則5年とした上で（民法改正研究会案106条3項）、債権者と債務者の交渉を進行停止事由とする（民法改正研究会案98条）。すなわち、義務の履行について、権利者と相手方との交渉継続の合意がある間は時効が進行しない（民法改正研究会案98条1項前段）。しかし、この合意は、3か月協議が行われなかったときには、失効したものとみなされる（民法改正研究会案98条1項後段）。また、民法改正研究会案98条1項の合意による交渉継続期間の満了又は失効が、時効期間満了前1月以内に生じたときは、その満了又は失効時から3か月後に時効期間は満了する（民法改正研究会案98条2項）⁴⁵。

以上の改正提案からすれば、裁判例における三類型のうち、交渉介入型については立法的解決がなされる可能性が高いものの、「権利行使妨害型」「信頼作出型」については、特に条文化の予定がみられない。しかし、民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」が明言するように、他の立法提案も、消滅時効法の改正がなされたとしても、債務の履行を免れさせることが著しく不当であると感じられるような例外的場合については、信義則による個別的处理に委ねることができると解しているのではなかろうか⁴⁶。それゆえ、本稿における消滅時効の援用と信義則の関係についての検討は、債権法改正提案に基づく消滅時効法の改正がなされたとしても、一定の意義を有するものと

考える。

*本稿は、科学研究補助金（挑戦的萌芽研究[課題番号24653020]）の助成による研究成果の一部である。

提出年月日：2012年11月8日

注

- 1 以上の学説と判例の状況については、拙稿「わが国における消滅時効の起算点・停止（一）～（三・完）」富大56巻2号49頁、57巻1号65頁、57巻2号37頁（2010、2011年）参照。
- 2 フランスにおける法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」の展開については、拙稿「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察（一）（二・完）」富大54巻1号69頁、54巻3号55頁（2008年、2009年）参照。
- 3 フロード法理の詳細な研究としては、片山直也『詐害行為の基礎理論』（慶應義塾大学出版会、2011年）がある。
- 4 拙稿・前掲「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察（一）」107頁脚注71。
- 5 フランスの新時効法については、金山直樹＝香川崇「フランスの新時効法」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提案』165頁（商事法務、2008年）参照。
- 6 遠藤浩ほか編『民法注解財産法Ⅰ』[山本敬三]37、39～40頁（青林書院、1989年）。なお、大村敦志『民法読解 総則編』15頁以下（有斐閣、2009年）も参照。
- 7 この差異は、一般条項をどのような形式で消滅時効法の中に取り入れるかという点にも現れる。ヨーロッパ諸国の傾向については、Christian von Bar/Eric Clive (eds), *Principles, definitions and Model Rules of European Private Law - Draft Common Frame of Reference (DCFR) Full Edition*, 2010, 1174-1190. を参照。
- 8 谷口知平ほか編『新版 注釈民法（1）総則（1）』[安永正昭]76頁（有斐閣、1988年）。
- 9 谷口・前掲『新版 注釈民法（1）総則（1）』175頁。
- 10 石田喜久夫「判批」判タ334号112頁（1976年）、内池慶四郎「判批」判評217号14頁（1977年）、山崎敏彦「消滅時効の援用と信義則・権利濫用」判タ514号146頁（1984年）、半田吉信「消滅時効の援用と信義則」ジュリ872号79頁（1986年）、渡辺博之「時効の援用と信義則・権利の濫用（上）（下）」判評407号2頁、408号2頁（1993年）、松本克美『時効と正義』（日本評論社、2002年）、特に143頁以下、松久三四彦「時効の援用と信義則ないし権利濫用」松久三四彦ほか編『民法学における古典と革新』69頁（有斐閣、2011年）。
- 11 このような視点の重要性は既に松本・前掲『時効と正義』158頁以下や松久三四彦『時効制度の構造と解釈』475頁（有斐閣、2011年）で指摘されている。本稿では、この視点から裁判例全体を整理し、再検討することで新たな示唆を得たいと考える。
- 12 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針 III』194頁（商事法務、

2009年)。

- 13 本件のXは、本件定期預金が自動継続特約付きであると主張している。[6]の後の判例である最判平19・4・24民集61巻3号1073頁は、自動継続特約の中に法律上の障害を見出している。もっとも、[6]は、本件で、自動継続特約の存在を否定し、満期の都度書替えを行っていたにすぎないとした。
- 14 過払金返還債権の消滅時効でも同様のことが問題となる。最判平21・1・22民集63巻1号247頁は、一個の基本契約に基づく継続的金銭消費貸借取引について生じた過払金の消滅時効(民法167条1項の10年の消滅時効)につき、基本契約に含まれる「過払金充当合意」が法律上の障害になるとし、継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点から過払金返還債権の消滅時効が進行するとしている。この判決よりも前の高松高判平19・2・2 LEX/DB 25437099は、過払金充当合意ではなく、信義則に基づいて消滅時効の援用を制限することで、借主を保護していた(過払金返還請求権につき消滅時効の援用を制限したものとしては、大阪高判平17・1・28 LEX/DB 25437355等がある)。
- 15 [12]は不当利得返還請求権の消滅時効の起算点を明言していないが、判タ545号155頁のコメントによれば、[12]の原審は金員交付時をその起算点としていたようである。
- 16 もっとも、相続前における相続財産の持分権譲渡契約の有効性については議論の余地がある。多くの学説は、相続開始前の相続放棄契約を無効と解する(例えば、中川善之助=泉久雄『相続法[第四版]』425頁脚注(四)(有斐閣、2000年))。しかし、将来相続することを条件に相続によって取得する個々の財産・持分の譲渡をすることまでは妨げないという学説がある(右近健男「判批」判タ558号256頁(1985年)、床谷文雄「判批」法時57巻10号160頁(1985年))ことに留意しなければならない。
- 17 川井健「判批」法協95巻3号142頁(1978年)。
- 18 調停上の協力義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効の援用が信義則に反するとした東京地判平3・11・28判タ791号246頁は、調停条項に基づいて旧私道部分が占有されていた事案であり、[15]～[18]と同様に解せられる。
- 19 松本克美『続・時効と正義—消滅時効・除斥期間論の新たな展開—』21頁(日本評論社、2012年)、金山直樹『時効における論理と解釈』115頁(有斐閣、2009年)、拙稿・前掲「わが国における消滅時効の起算点・停止(二)」87頁。
- 20 藤岡康宏「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効—総合判例研究—」北法27巻2号202頁(1976年)、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』86頁(成文堂、1993年)は、この判例を批判する。
- 21 本件で、安全配慮義務違反構成でなく不法行為構成を採用した理由としては、従業員だけでなく、下請の労働者やそれ以外の他の会社の従業員が被害者になっていたためではないかと推測される(淡路剛久ほか「クロム労災判決の問題点」ジュリ758号70頁[西村発言](1982年))。
- 22 保原喜志夫「クロム肺がんと使用者の責任」ジュリ758号83頁(1982年)。
- 23 新美育文「クロム職業病判決の因果関係論と時効論」ジュリ758号82頁(1982年)。
- 24 なお、[27]と同じく、不平等性が考慮された結果、消滅時効の援用が否定された裁判例として、新潟高判平6・6・30訟月43巻1号1頁がある。
- 25 吉田邦彦「判批」民商137巻45号59頁(2007年)、山本隆司「判例から探求する行政法」

- 92頁（有斐閣，2012年）。
- 26 中川善之助「身分権と時効」『身分法の総則的課題』30頁（岩波書店，1941年），幾代通『民法総則[第二版]』603頁（青林書院，1984年），幾代通＝徳本伸一『不法行為法』349頁（有斐閣，1993年），石松勉「民法724条後段の20年年期間制限に関する判例研究序説（一）～（三・完）－性質論を中心として－」岡山商科大学法学論叢2号41頁，3号111頁，4号83頁（1993～1995年），同「民法724条後段の20年を除外期間と解する説でなぜいけないのか－東京地判平成18年9月26日判例時報1945号61頁を機縁として－」福法52巻2・3号1頁（2007年），潮見佳男『民法総則講義』295頁（有斐閣，2005年），四宮和夫＝能見善久『民法総則 第八版』388頁（弘文堂，2010年）。
- 27 内池・前掲『不法行為責任の消滅時効』287頁，松本・前掲『続・時効と正義』74頁。
- 28 民法（債権法）改正検討委員会・前掲『詳解 債権法改正の基本方針 III』193頁。
- 29 大阪地判昭62・9・30判時1255号45頁も民法724条後段の期間制限を消滅時効と解するが，その控訴審（大阪高判平6・3・16判時1500号15頁）は民法724条後段を除外期間と解した上で，民法158条の類推適用を認める。
- 30 大塚直「判批」平成10年度重判83頁（1999年）。
- 31 潮見佳男『不法行為法』298頁（信山社，2004年）。
- 32 金山直樹「日本を変える10の最高裁判決（6）」民研648号37頁（2011年），同「床下事件を考える」大塚直ほか編『社会の発展と権利の創造』513頁（有斐閣，2012年）。
- 33 拙稿・前掲「わが国における消滅時効の起算点・停止（三・完）」50頁以下。
- 34 民法（債権法）改正検討委員会・前掲『詳解 債権法改正の基本方針 III』194頁。
- 35 森田宏樹「裁判外紛争解決手続に対する時効中断効の付与」能見善久ほか編『民法学における法と政策』159頁（有斐閣，2007年）は，このような事後的救済の可能性を既に示唆していた。
- 36 拙稿・前掲「わが国における消滅時効の起算点・停止（一）」81頁。
- 37 谷口・前掲『新版 注釈民法（1）総則（1）』97頁以下，遠藤・前掲『民法注解財産法I』48頁以下。
- 38 矛盾行為禁止の原則については，磯村保「矛盾行為禁止の原則について（1）」法時61巻2号90頁（1989年），谷口・前掲『新版 注釈民法（1）総則（1）』101頁以下，遠藤・前掲『民法注解財産法I』45頁参照。
- 39 磯村・前掲「矛盾行為禁止の原則について（1）」90頁。
- 40 酒井廣幸『[新版]続 時効の管理』179頁（2010年）。
- 41 内池・前掲『不法行為責任の消滅時効』6頁。
- 42 拙稿・前掲「わが国における消滅時効の起算点・停止（三・完）」66頁以下。
- 43 金山編・前掲『消滅時効法の現状と改正提言』296頁。
- 44 民法（債権法）改正検討委員会・前掲『詳解 債権法改正の基本方針 III』228頁。
- 45 民法改正研究会『日本民法改正試案』80頁（有斐閣，2008年）。
- 46 民法（債権法）改正検討委員会・前掲『詳解 債権法改正の基本方針 III』157頁。